

## 裁判所速記官の養成再開を求める会長声明

2018年（平成30年）3月1日

兵庫県弁護士会

会長 白 承 豪

### <声明の趣旨>

最高裁判所に対し、直ちに裁判所速記官の養成を再開すること、国に対し、裁判所速記官の養成を可能とするための司法予算を増額すること、をそれぞれ強く求める。

### <声明の理由>

最高裁判所は、1998年（平成10年）度から、裁判所速記官の新規養成を停止した。そこで、当会は、2001年（平成13年）3月14日、最高裁判所に対して、裁判所速記官の養成を速やかに再開されるよう要望する旨の「速記官養成の再開を求める要望書」を発出し、同日、司法制度改革審議会に対しても、裁判所速記官の養成再開と増員を提案されるよう要望する旨の「速記官制度の検討を求める要望書」を発出した。

その要望の理由は以下のとおりである。日本国憲法第37条は、刑事裁判における「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」を被告人の権利として保障しているところ、裁判所法第60条の2第1項は、「各裁判所に裁判所速記官を置く」と定め、各裁判所に裁判所速記官を配置することを法律上義務づけている。

裁判において、正確で公平な尋問調書等が作成されることは、国民の公正かつ迅速な裁判を受ける権利を実現するために不可欠であり、このような観点からみても、かかる速記官制度は、裁判記録の正確性、公正さを担保するとともに、迅速な裁判に資するものであったからである。

この点、2003年（平成15年）には、司法を通じた権利利益の実現など司法の役割を十全に果たすために迅速な裁判が求められることを定め、国・裁判所その他関係者に、裁判の迅速化を図る方策を講じることを求める「裁判の迅速化に関する法律」が成立している。

しかしながら、当会の要望の後も、最高裁判所は裁判所速記官の新規養成を再開しなかったため、当会は、2012年（平成24年）2月21日付総会において、「最高裁判所に対して、直ちに裁判所速記官の養成を再開されることを強く

求める」旨の総会決議を行ったものである。

また、当会は、2013年（平成25年）11月20日、神戸地方裁判所長に対して、具体的には、①公判廷での供述記録は原則として速記録とすること、②裁判員裁判をはじめ、公正・迅速な裁判の実現に資するために、供述記録を即時に交付できるシステムを構築すること、③電子速記タイプライターの官支給実現を図り、裁判所速記官の執務環境を整備することを求める要請書を発出している。

このような当会の要望活動にもかかわらず、最高裁判所は、裁判所速記官の新規養成を再開しておらず、最大時には825名配置されていた裁判所速記官が、2017年（平成29年）11月1日現在で全国でわずか193名にまで減少し、神戸地方裁判所管内の裁判所速記官の配置についても7名（本庁5名、姫路支部1名、尼崎支部1名）となっているほか、管内に裁判所速記官が1人も配置されていない地方裁判所が出現するまでに至っている。このまま推移すれば、遠からず、大都市圏の地方裁判所管内以外には、裁判所速記官がいなくなるという事態が生じることが強く懸念される。

現在、最高裁判所は、裁判所速記官による速記に代替するものとして、民間業者への委託による録音反訳方式を導入しているが、調書作成に時間がかかり迅速な裁判の観点から問題があるばかりでなく、法律用語等に精通していない業者も多く、また、そもそも法廷での尋問等に立ち会っていないことから、誤字、脱字、聞き間違いや言葉の取り違えなどの問題が生じがちである。しかも、民間業者への委託については、情報管理の観点からも、訴訟関係者のプライバシー等の情報流出等の危険をはらんでいると言わざるを得ない。

また、2009年（平成21年）には、裁判員裁判が開始され、一定の重罪事件において、一般市民が事実認定や量刑判断に関与しているが、裁判員の的確な判断を担保するためには、法廷でのやりとりや証言内容を確認することが必要である。この対策のために最高裁判所は、コンピュータによる音声自動認識システムを導入し、証言・供述を検索できるようにしているが、音声自動認識システムは、いまだに音声認識の精度が低く、文字再現が不正確であるために、検索が困難となる場合も多いと指摘されており、裁判員の公平かつ的確な判断を支援する仕組みとしては、極めて不十分である。

そもそも裁判所速記官による速記は、コンピュータを組み込んだ速記機械と反訳ソフトウェアの開発により、法廷での質問及び応答を直ちに文字化し、即日のうちに速記録を作成することが可能なまでに至っている。裁判所速記官は、法律用語等にも精通しており、法廷での尋問等に立ち会っていることから、発語が聞

き取りにくいなどの場合には、その場で確認を行うことができるので、誤字・脱字、聞き間違いや言葉の取り違いなどの危険も少ない。このように、裁判所速記官の作成した速記録は、より正確で公正なものであると言え、かつ、即座に作成が可能である。

さらに、裁判所速記官による即時の文字化を利用し、これを法廷内のスクリーンに映し出すなどすれば、裁判員裁判において裁判官や裁判員がその場で法廷での供述内容等を確認することが可能となるほか、裁判員裁判以外の刑事裁判や民事裁判においても、正確な尋問調書が即時作成できることとなり、訴訟関係者による訴訟の準備に役立ち、公正かつ迅速な裁判に資することは明らかである。

国際的にも、法廷における質問や応答を記録する方法として、リアルタイム速記で行うことが主流となりつつある。例えば、アメリカでは、我が国で裁判所速記官の養成が停止された当時約3万人であった速記者が現在では6万人を超えて活用されている。また、オランダ（ハーグ）の国際刑事裁判所においても、リアルタイム速記が活用され、審理内容が短時日のうちに公開されている。このような状況において、最高裁判所が裁判所速記官の養成を停止し続けていることは、世界の流れにも逆行し、憲法や法が要請する裁判の公正・迅速に自ら背を向けるが如きものである。

よって、当会は、改めて最高裁判所に対して、直ちに裁判所速記官の養成を再開することを強く求めるとともに、国に対し、最高裁判所が裁判所速記官の養成を可能とするための司法予算を増額することを強く求めるものである。

以上